

一般社団法人 日本美容外科学会 評議員選任規則

(一般社団法人) 日本美容外科学会定款第3章第4条、および定款施行細則第3章に基づき、評議員選任規則を次のように定める。

第1条 この規則は、当法人の評議員の選任に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 評議員の選任に際しては、次の事項を選任基準（以下「評議員選任基準」という。）として考慮する。

- (1) (一般社団法人) 日本形成外科学会専門医資格を有する、または理事会が特別に全会一致で推薦する会員で、引き続き3年以上本学会に在籍する正会員であること。ただし、選任される年の3月31日の時点で満68歳に達したものは評議員候補となることができない。
- (2) 医師免許取得後10年以上であること。
- (3) 美容外科および形成外科に関する十分な業績・実績のあること。（新規選任候補者にあつて、選任申出の直前の5年間の業績・実績を必要とする）
- (4) 候補者の所属する施設のホームページ内容が、厚生労働省が作成した医療機関ホームページガイドラインに沿っていること。
- (5) 同一施設内から複数の評議員を推薦する場合は、当法人正会員が10名以上常勤している施設を対象とし、評議員数は2名を上限とする。
- (6) 再任候補者にあつては、正当な理由なく連続して2回以上定時評議員会を欠席した者でないこと。（本号の適用においては、委任状による出席は、出席に含めない）

第3条 評議員候補者は、評議員の選任がされる定時社員総会の開催される年の3月31日までに、理事長宛に評議員2名による推薦状、業績録・実績及び別刷（又は複写）を提出して、評議員選任候補者の提案の申出をしなければならない。ただし、再任候補者については、推薦状、業績録・実績及び別刷を提出することを要せず、継続の意思を申請すればよい。

2 理事長が委嘱する評議員選考委員会は、すべての評議員候補者について、評議員選任基準の審査結果を理事長に報告した上、その報告につき理事会及び評議員会の承認を経て、その氏名を会員に公示する。評議員選任基準に適合しない者については、必要に応じ、その審査結果を会員に公示し、又は当該評議員候補者に開示する。

第4条 評議員候補者は、評議員の選任がされる定時社員総会において出席者の過半数の賛成により評議員に選任される。

2 過半数の賛成を得た者を合計すると評議員の数が100名を超えることになるときは、賛成数の多い者から順に100名に達するまでの者をもって評議員に選任されたものとする。

第5条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第6条 この規則は、理事会の議決によって変更することができ、社員総会の承認を得て実施できる。

付記

評議員選任規則第2条第1項(3): “十分な業績・実績”

*選任申出の業績・実績には、美容外科および形成外科に関する3回以上の学術集会発表歴(筆頭もしくは発表指導者)、あるいは1編以上の学術論文執筆歴(筆頭もしくは筆頭指導者)を有していること。

*学術集会発表歴には、特別講演や教育講演等の講演歴、ランチョンセミナー等関連プログラムの講演歴、学術集会の座長や司会歴も含まれる。

*発表指導者(執筆指導者)とは、共同発表者(共同執筆者)の中で最も指導的立場にいる発表者(執筆者)が該当する。

付 則

この規則は、平成26年9月2日より施行する。

平成28年10月23日改訂